

寝屋川市みんなのまち基本条例の改正経過

■令和 4 年度改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）

主な改正内容

- 「多様性」に関する記述の追加（前文）
今後、多様性を尊重する社会の実現がより重要であることを踏まえ、「多様性」に関する記述を追加しました。
- 「健康危機」などに関する記述の追加（第 6 条）
保健所を有する中核市として、コロナ禍の経験等を踏まえ、安全・安心の向上に関わる事項に「健康危機」を追加し、行政の責務として「健康危機対応力」の強化を追加しました。

■平成 29 年度改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

主な改正内容

- 「防犯力」の規定の追加（第 6 条）
防災力、防犯力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならないことから、その旨の規定を追加しました。
- 「行政運営」の規定の追加（第 19 条）
総合計画について、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるよう、その旨の規定を追加しました。

■平成 24 年度改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）

主な改正内容

- 「地域協働」の規定の追加（第 4 条第 2 項）
地域に関わる人や団体が協働して身近な地域の実情に応じたまちづくりを推進していくことが重要になっています。本市にとって、新しいまちづくりの在り方である地域協働のまちづくりを推進するため、その旨の規定を追加しました。
- 「安全・安心の向上」の規定の追加（第 6 条）
今後、東海、東南海・南海地震などの大規模地震が高い確率で発生することが予測されており、市民及び行政の双方が安全・安心の向上に取り組む必要があることから、その旨の規定を追加しました。